

ルール順守に関するお願い①（応諾義務）

応諾義務

- 認可保育施設は、自治体の利用調整結果として入所を要請する児童の受入れについて、正当な理由がない限り、応じていただく義務が生じている（＝応諾義務）
- 正当な理由は、
 - ①定員に空きがない場合
 - ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）
 - ③その他特別な事情がある場合（例：保育士不足により安全に預かる体制が取れない場合）の3点のみ。

応諾義務違反となる事例

※いずれも、入所可能児童数等から、体制としては受入れ可能と類推される場合

- 配慮を要する児童の受入れを拒否する
- 児童の国籍等、個別の事情を理由として受入れを拒否する
- 園見学をしていないことを理由として受入れを拒否する
- 3歳以上児の特定の年齢の児童の受入れを拒否する

ルール順守に関するお願い②（配慮を要する児童の入所調整について）

入所調整時の運用ルール

- 要配慮児童の入所調整に当たって、枠が空いている場合であっても、要配慮の加配に必要な保育士が難しく入所に至らないケースがある
- その場合、対象となる要配慮児童より選考順位が下位の児童が同園を希望していても、同園への入所調整は行わない（＝受入れに余裕があっても入所させない）こととしている

当該取扱いとしている理由

- 選考基準において、保育の必要性（点数）が高い順に内定を出すと定めており、現行のルールを見直して下位の児童の入所を行う場合には、選考基準に反して、点数が低い児童を配慮を要する児童よりも優先して入所させる結果となる
- この場合、配慮を要する児童は希望先への入園機会を逃すこととなり、当該児童及びその保護者に不利益を与えることとなり、障害者差別解消法の「不当な差別的取扱いの禁止」に抵触することになるため、下位の児童の入所を認めるることは難しい
- 「安全に預かる体制がない」ことをもって、配慮を要する児童の受入れは難しいという回答自体は障害者差別解消法に抵触するものではない。なお、受入れ可能な体制があるにも関わらず、児童の状況等で入所を断ることは応諾義務違反となるので、ご留意願いたい。

ルール順守に関するお願い③ (外国籍の児童について)

- 外国籍の児童は、年々増加傾向にある
- 保育の必要性がある児童について、外国籍であることをもって入所を断ることは応諾義務違反となるため、通訳の派遣や、ICT化補助による翻訳機の導入などをご検討いただき、引き続き、ご対応をお願いしたい

外国籍児童数の推移

区名	R5.4月		R6.4月		R7.4月	
	外国籍児童数	外国籍児童数	対前年数	外国籍児童数	対前年数	
中央区	90	94	+ 4	103	+ 9	
花見川区	117	123	+ 6	146	+ 23	
稻毛区	94	97	+ 3	111	+ 14	
若葉区	45	39	▲ 6	51	+ 12	
緑区	19	24	+ 5	31	+ 7	
美浜区	222	246	+ 24	259	+ 13	
合計	587	623	+ 36	701	+ 78	

【参考】園別の状況 (外国籍児童数が10人以上)

施設所在区	公・私	外国籍児童数
美浜区	公立	25
美浜区	公立	23
美浜区	公立	21
花見川区	公立	17
美浜区	公立	17
美浜区	私立	16
花見川区	公立	15
花見川区	公立	13
美浜区	私立	13
稻毛区	公立	11
美浜区	私立	11
花見川区	公立	10

ルール順守に関するお願い④（各種書類の提出期限）と今後の対応

申請書類の提出期限など

- 制度が複雑なため、書類作成の負担が大きいことは認識しているものの、各担当から提示する提出期限は順守していただきたい
- 本市の会計制度の都合上、園類型ごと等にまとめたうえで経理処理を行う必要があり、提出時期が遅れる場合には、当該園だけではなく、他の園への支払い時期も遅延することとなるため、ご協力をお願いしたい

今後の対応

- 本日（9/2）ご説明したのは、ルール順守のお願いの一部であり、今後、年度末の説明会や新規園説明会等で改めて整理してご連絡する
- 配慮を要する児童の件など、行政がどこまで支援が可能かについては別途検討させていただく